

**【緊急雇用対策】京丹後市農林漁業ふるさと雇用再生事業
農林漁業分野で新規事業の企画提案を募集
募集期間：平成21年5月14日(木)～6月8日(月)**

平成21年5月14日
京丹後市役所

市では、**厳しい雇用失業情勢に対応するため、企画提案募集による「京丹後市農林漁業ふるさと雇用再生事業」を実施**します。

この事業は、**地域の雇用再生のために、農林漁業分野において失業者の方を雇い入れて行う新規事業の企画提案を広く募集し、選考の上、採択されれば、京丹後市と委託契約を締結して事業を実施**していただくものです。

提案を募集する事業について

- (1) 事業名 京丹後市農林漁業ふるさと雇用再生事業
- (2) 委託期間 委託契約締結の日から平成22年3月31日(水)まで
- (3) 事業開始 平成21年6月下旬(予定)

主な要件

- ・新しく事業展開又は拡大を図る事業であること。
- ・地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること。
- ・失業者の方に向けられる人件費の割合が経費の2分の1以上の事業であること。
- ・新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年以上とすること。 など

事業例

事業例として、次のような内容が考えられますが、他にも、地域の特性を活かしたユニークな取り組みを募集します。

- 地域の自然条件を活かした新規作物の栽培や経営規模の拡大
- 農産物直売所や農家レストラン等の交流施設の運営
- 加工施設、共同管理・出荷施設等の運営
- 地域の農林水産物を利用した加工品の開発や安定供給に向けた取り組み

採択件数等

採択する事業は5件以内とし、1件あたりの委託料の上限は300万円(消費税込)とします。なお、賃金は地域における賃金水準を勘案して適切な水準に設定してください。

応募の対象となる事業者等の要件

今回の企画提案募集に応募できる提案者は、市内に主たる事業所を有する会社（株式、合名、合資等）や個人事業主（商業登記の有無は問いません。）のほか、学校法人、社会福祉法人、公益法人、組合等任意団体などであって、応募する時点で、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体又は個人ではないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 京丹後市から指名停止を受けている者ではないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更正又は再生手続きを行っている者ではないこと。
- ⑤ 市税、法人税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者ではないこと。

提案書等の提出

- (1) **提出期間** 平成21年5月14日（木）から平成21年6月8日（月）まで
- (2) **受付時間** 午前8時30分から午後5時まで
- (3) **提出場所** 問い合わせ先に同じ
- (4) **提出方法** 持参又は郵送による（郵送による場合は、締切り当日必着）
- (5) **提出部数** 原本1部、原本の写し7部

その他主な留意事項

- (1) 委託事業の成果等は、原則として市に帰属します。
- (2) 本事業の取り組み状況や成果については、市のホームページや広報紙等で公表する場合があります。
- (3) 事業収益が生じた場合であっても、受託者は委託事業の運営以外の目的にこれを充てることはできません。委託事業の実施によって生じた収入が、追加経費（委託契約額以上に追加した事業費や事業実施者が別途負担した経費）を上回る場合は、その上回った額を返還していただきます。

問い合わせ先

京丹後市 農林水産環境部 農政課
電話番号 0772-69-0410 / FAX 番号 0772-64-5660
E-Mail : nosei@city.kyotango.kyoto.jp

（※募集要領・提出様式は京丹後市ホームページからダウンロードすることができます。）